

## 多様な連携推進事業 業務委託仕様書

### 1 委託事業の目的

新型コロナウイルス感染流行が収束した後、販路を取り戻すとともに一気に販路を拡大させるためには、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化を的確に捉え、商品やみえの食の付加価値を高め、その魅力を消費者に伝えることが重要です。

本事業は、食品製造業や食品加工業、宿泊・飲食サービス業などの食に関する多様な事業者が、新型コロナウイルス感染症がもたらした価値観、ライフスタイル、消費行動の変化を踏まえ、アフターコロナで求められる価値の創出や効果的な販売形態・魅力発信に連携して取り組むことで、みえの食の魅力を国内外へ発信するとともに、事業者の経営向上を図り、ひいては、新たな経営向上策の1つのモデルとすることを目的としています。

### 2 事業主体

三重県

### 3 事業委託の内容

#### (1) 委託事業名

多様な連携推進事業

#### (2) 委託期間

契約日から令和3年3月24日（水）

#### (3) 委託内容

講座（ワークショップ）の開催を通じて、多様な事業者が連携し、新型コロナウイルス感染症がもたらした価値観、ライフスタイル、消費行動の変化を踏まえ、アフターコロナで求められる価値の創出や効果的な販売形態・魅力発信方法を考え、それらを実践すること（メディア等を活用した国内外への情報発信や首都圏等での販売）。

#### ア コーディネーターの選定

- ① 事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識を有する者をコーディネーターとして充て、本事業全般を総括すること。

#### イ 講座（ワークショップ）の開催

- ① 食品製造業や食品加工業、宿泊・飲食サービス業などの食に関する多様な事業者が参加する講座（ワークショップ）を開催すること。
- ② コロナウイルス感染症がもたらした価値観、ライフスタイル、消費行動の変化を踏まえ、アフターコロナで求められる価値の創出や効果的な販売形態・魅力発信方法の習得を図ること。
- ③ 講座（ワークショップ）の詳細については、県と協議して決定するものとする。
- ④ 講座（ワークショップ）は5回程度開催すること。
- ⑤ なお、受講者は10社（名）程度とする。

#### ウ メディア等を活用した国内外への情報発信について

- ① 講座を通して習得した魅力発信方法を活用し、創出された商品等をメディア等により国内外へ向け発信すること。
- ② 実施にあたっては、テーマを設定し一体感を演出すること。
- ③ 情報発信の詳細については、県と協議して決定するものとする。

#### エ 首都圏等での販売について

- ① 講座を通して習得した販売形態を活用しながら、創出された商品等を首都圏等において効果的に販売すること。
- ② 首都圏等での販売については、テーマを設定し一体感を演出すること。
- ③ 販売の詳細については、県と協議して決定するものとする。

#### オ その他

- ① 上記ア～エに記載のない事項については、県と協議のうえ決定すること。

### 4 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

- (1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- (2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」及び「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」を遵守して下さい。
- (3) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県が申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

### 5 業務遂行体制

#### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

#### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

#### (3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

### 6 納品する成果品

以下の資料を令和3年3月24日（水）までに、中小企業・サービス産業振興課に紙媒体2部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書（A4版・カラー）
- (2) 収支精算報告書

- (3) 本業務において制作された資料等
- (4) その他、県が成果品として提出を求めるもの

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 8 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

## 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 三重県に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

## 12 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。

- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。